

経営管理権集積計画

1. 個別事項

番号 理番号 集積2-1号	(名称) 牟岐町共耕富治	(所在地) 海部郡牟岐町中村字本町7-4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)									
			(氏名又は名称) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(ア)												
番号	所在	地番	林小班	地目	面積ha	現況 耕種	現況 林飼	経営管理権の始期 (初期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (B)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除したなお利益がある場合における支払額(金銭)(C)	乙が甲にDを支払べき時 期、用法及び方法 (D)の額の算定方法	備考
1	川美字市宇谷	223-19	61-2-29	山林	8.41	△ギ リノキ	65	広告のあった日から 毎年1月1日を含む年 度の翌年度度内に 起算して10年を超過す る日まで	森林環境保証税を活用して企画公債負担 枠内に収容する事業に係る森林整備計画に基づき、 行政期間中に伐採または育林等の活動を行った場合は、当該間伐事業費に 充てます。	乙から甲に好い かわいいとお思 い場合は、この 方法は実施され ない。	森林整備計画 枠内に収容 される場合 は別途 申請の 上お り。	
2												
3												
4												
5								2031.3.31	伐採による林分・林地の状 態を把握しきえど、生 物多様性及び山腹崩壊等 の災害リスクに配慮し実 施するものとします。			
6												
7												
8												
9												
10												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(ア)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(イ)					備考		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積ha	現況 耕種	現況 林飼	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	川美字市宇谷	223-19	61-2-29	山林	8.41	△ギ リノキ	65					
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
住所(同上)牟岐町共耕富治
印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)
住所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別欄とすること。
(2) 許可者不明森林又は所有者不明森林に係る部分に限り定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となる場合は、新たなる森林所有者と森林所有者の氏名、住所に記載された書類を添付すること。
(3) 乙の権利事項が記載された地番ごとの面積を記載することとし、地籍台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()で下限に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す面積を添付することとし、1箇の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 標の「現況耕種」及び「現況林飼」は森林薄に記載された内容を記載することとし、森林薄と異なる場合は()書きで下限に2段書きにすること。
(5) (B) 欄の、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2. 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙の「個別事項に記載された森林(以下「当該森林」)」いう。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林及び育林等(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受取るとともに、販売収益から伐採等に要する経費を扣除してなお利益がある場合にその一部を自己に支払う事項を実施すること。

(2) 受取者の責務

① 経営管理実施権配分計画が認められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理権を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が認められる場合には、経営管理実施権の権利を受ける者(以下「経営管理実施権者」といふ。)に自己の財産を委託する場合、当該経営管理実施権者に対して、経営管理実施権者に因して業務の執行を行われることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報酬の権限において、経営管理実施権者に対する監督責任のことを負う。

(3) 経営管理権の対象となる森林

当該森林は立木竹林、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者(田その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対するものである。

(5) 租税公課の負担

甲が、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の実施権配分計画が認められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理権を行う義務を負う。

① 乙は、甲が次に定めた手続によりこの経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

イ 甲が当該森林に係る権限を失なった場合

② 乙は、災害その他の事項により当該森林において伐採等が実施されると同時に当該森林に係る部分を取り消すことができる。気象災害等により被害が発生して(9)、(10)により復旧田に行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、乙の個別事項に定める当該森林の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への出入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項を実施することができる範囲としなき範囲となつときは、気象災害等により被害が発生して当該森林に係る部分を取り除くこととし、又は当該森林に新設する施設を使用し、若しくは乙以外の者を使用することができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要あるときは、当該森林内に森林保全施設その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることとする。

③ 乙は、(1)に定める施設の設置のため、甲に支拂われる保険料金を負担するものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 甲の過失による損害賠償

当該森林において被災者が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときは乙が(経営管理実施権が設定されるとときは経営管理実施権者)が設定された場合に

甲に支拂うべき費用を負担する。乙が被災者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

乙が(2)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険料金があるときには、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。乙が(2)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲に支拂われる保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(3)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(4)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(5)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(6)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(7)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(8)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(9)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(10)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(11)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(12)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(13)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(14)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(15)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(16)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(17)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(18)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(19)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(20)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(21)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(22)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(23)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(24)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(25)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(26)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(27)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(28)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(29)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(30)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(31)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(32)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(33)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(34)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(35)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(36)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(37)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(38)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(39)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(40)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(41)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(42)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(43)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(44)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(45)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(46)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(47)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(48)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(49)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(50)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(51)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(52)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(53)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(54)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(55)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(56)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(57)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(58)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(59)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(60)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課金に対する負担を乙に負うとする。

乙が(61)より森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事項により保険事故が発生し、甲は当該保険料金の請求及び賦課